

羽曳野市下水道条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市下水道条例(昭和 63 年羽曳野市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

目次中「都市下水路」を「公共下水道の構造の技術上の基準」に改める。

第 1 条中「及び使用」を「、使用及び構造の基準」に改める。

第 2 条中第 5 号を削り、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 排水施設 法第 2 条第 2 号に規定する排水施設をいう。

第 8 条第 1 項第 2 号中「責任技術者」を「下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)」に改め、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

第 4 章を次のように改める。

第 4 章 公共下水道の構造の技術上の基準

(排水施設の構造の技術上の基準)

第 23 条 公共下水道の排水施設(これを補完する施設を含む。)の構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。

- (6) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (8) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (9) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (10) ます又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋)を設けること。

(適用除外)

第 24 条 前条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する施設のうち、この条例による改正後の第 23 条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。ただし、施行の日以後に着手した改築の工事(災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事によりその必要が生じたものを除く。)については、この限りでない。